

十和田市自治(まちづくり)基本条例条文(素案)

2月15日検討資料

【検討委員私案】	【事務局再修正案】	【事務局再修正案のポイント】 【庁内検討委員会からのコメント】※ゴシック標記
	<p>【前文】</p> <p>私たちは、四季を織りなす十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田の豊かな自然に包まれ、先人から受け継いだ開拓精神にはぐくまれた十和田市民です。</p> <p>私たちは、豊かな自然と近代的な都市機能が調和した美しいまち十和田市を、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長するために、心豊かに暮らせるまちを作り、次世代に引き継いでいかなければなりません。</p> <p>そのためには、自治の担い手である私たち市民、議会及び市は、十和田市を経営するという理念のもと、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、協力していかなければなりません。</p> <p>私たちは、自らの役割や責務を自覚し、主体的に市政に参画するとともに、議会や市の責務や特性を理解し、信頼し、また補完し合いながら、それぞれの持つ力を発揮して、まちづくりを進めていくことが必要です。</p> <p>また、議会や市は、市民の負託に応え、将来にわたり市民が安全で安心して暮らすことのできる豊かな地域社会を、全ての市民と協働して実現していく責務があります。</p> <p>私たちは、市民一人一人の人権や地域の個性、自立性を尊重するとともに、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、協働して地域の課題解決に取り組んでまいります。</p> <p>私たちは十和田を愛する市民として、自治の基本理念を共有し、いつまでもこのまちに安心して住み、働き、学び続けることができる十和田市を創るため、<u>十和田市自治基本条例（十和田市まちづくり基本条例）</u>を制定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民検討委員会が主体となって検討した経緯を踏まえ、「私たち」として市民を主語にした表現にしている。 ・市民憲章の前文を引用して書き出している。 ・条例の構成図の流れになるべく沿うように記述している。

<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、市民の参画と協働によって活力に満ち安心して暮らせる十和田市を実現することを目的とし、そのまちづくりのための基本的な事項を定めたものです。</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、十和田市におけるまちづくりに関する基本的な事項を定め、参画と協働による市民主体の自治の進展を図り、活力に満ち安心して暮らせる十和田市を実現することを目的とします。</p>	<p>・一般的な目的の書き方として、当初の事務局案を採用</p>
<p>(定義) 第2条 この条例で用いる主な言葉の意味を、下記のように定義づけます。 (1) 市民 市内に居住する人、働く人、学ぶ人、活動するものを総称して「市民」と言います。 (2) 市 市長や市役所ほか、市の執行機関のことを総称して「市」と言います。 (3) 私たち 市民と市と議会を総称する場合「私たち」と言います。 (4) 子ども 赤ちゃんから、おおむね中学生までを「子ども」と言います (5) 参画 市民が、まちづくりに主体的に参加し、その意思決定に関わることを「参画」と言います。 (6) 協働 市民や市や議会がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携してまちづくりに取り組むことを「協働」と言います。 (7) まちづくり 私たちが抱えている課題に対して、市民と市が協働して解決を図ろうとすることを「まちづくり」と言います。 (8) 住民 市内に住所を有する人のことを言います。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) 市民 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で活動するものを総称して「市民」といいます。 (2) 市 市長や教育委員会などの市の執行機関を総称して「市」といいます。 (3) 私たち 市民と議会と市を総称する場合「私たち」といいます。 (4) 参画 市民が、まちづくりに主体的に参加し、その意思決定に関わることを「参画」といいます。 (5) 協働 市民や議会、市がそれぞれの役割と責任を自覚し、協力して行動することを「協働」といいます。 (6) まちづくり 私たちが暮らすまちが抱えている課題に対して、協働して解決を図り、住みよいまちにしていくための活動を「まちづくり」といいます。 (7) 住民 市内に住所を有する人のことを「住民」といいます。</p>	<p>・「子ども」の定義は記述しないで、「第3章 子ども」の条文解説に記述する。</p>

<p>(条例の位置づけ) 第3条 この条例は、十和田市のまちづくりにあたっての基本的な理念や原則を定めたものです。 2 市のさまざまな規則、計画は、この条例の趣旨にそって作られ、あるいは改廃されます。</p>	<p>(条例の位置づけ) 第3条 この条例は、十和田市のまちづくりにあたっての基本的な理念や原則を定めたものであり、私たちは、<u>この条例の趣旨を尊重するもの</u>とします。 2 市のさまざまな<u>条例</u>や規則、まちづくりに関する計画は、この条例の趣旨に沿って作られ、あるいは改廃されるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例の趣旨の尊重を追加。 ・ 「条例」を追加。
<p>第2章 私たちのめざすまち (私たちのめざすまち) 第4条 私たちは、住みよいまちづくりの実現のため、次のことをめざします。 (1) お互いを思いやる心があふれ、安全で安心して暮らせるまち (2) 十和田湖や奥入瀬溪流に代表される自然大切にし、未来へつながるまち (3) ひとりひとりの基本的人権や価値観が尊重されるまち (4) 開拓精神が受けつがれ、新しい文化が創造されるまち (5) 市民が主体的になり、市民が協働でまちづくりに取りくむまち (6) 農業や観光など、地域の資源を活かした元気のあるまち (7) 高齢者や病人など弱い人にも気くばりがある、やさしいまち</p>	<p>第2章 私たちのめざす姿 (私たちのめざす姿) 第4条 私たちは、住みよいまちづくりを実現するため、次のことをめざします。 (1) お互いを思いやる心があふれ、安全で安心して暮らせるまち (2) 十和田湖や奥入瀬溪流に代表される自然を大切にし、未来に継承するまち (3) 市民一人一人の基本的人権や多様な価値観を認め、協働の推進に努めるまち (4) 市民が主体となった自治のまちづくりを推進するまち (5) <u>ふるさとを愛し</u>、開拓精神を受け継ぎ、新しい文化を創造するまち (6) 農業や観光など、地域の資源をいかした活力のあるまち (7) 高齢者や障害を持つ方にも<u>気配り</u>があるやさしいまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (4)と(5)を入換え ・ 「ふるさとを愛し」を追記 <p>※庁内検討委員から ・ 「も」を削除してはどうか。</p>

<p>第3章 子ども (子どもを守る)</p> <p>第5条 私たちは、子どもを産みやすく、かつ育てやすい環境をつくることに、誠意をもって取り組みます。</p> <p>2 私たちは、子どもの存在を認め、子どもの意見に耳を傾け、年齢に応じて積極的にまちづくりに参加できるよう努めます。</p> <p>3 私たちは、すべての子どもを地域共通の宝としてとらえ、日ごろから愛情をもって接し、みんなで見守り育てます。</p>	<p>第3章 子ども (子どもの権利等)</p> <p>第5条 子どもは、その年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有します。</p> <p>2 私たちは、すべての子どもの人権を守るとともに、<u>健やかに育つ環境</u>をつくるように努めます。</p> <p>3 私たちは、<u>子どもの持つ可能性を大切にし、それをまちづくりに活かす</u>ように努めます。</p> <p>4 私たちは、すべての子どもを日頃から愛情を持って接し、地域の中で守り育てます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1項に、まちづくりに参加する権利を記述。 ・子どもの人権を記述し、「健やかに育つ環境」とした。 ・第3項を追加し、子どもの可能性と活用について記述。 ・表現の変更
<p>第4章 市民 (市民の権利)</p> <p>第6条 市民には、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利があります。</p> <p>2 市民には、まちづくりに関して意見を述べるとともに、参画する権利があります。</p> <p>3 市民には、まちづくりに参画するために必要な情報を得る権利があります。</p> <p>(市民の責務等)</p> <p>第7条 市民には、まちづくりにあたり、互いに尊重し協力しあいながら、積極的に参画する責務があります。</p> <p>2 市民には、まちづくりにあたり、自分の発言や行動に責任を持つ責務があります。</p> <p>3</p> <p>4 市民には、ふるさとを大切にし、豊かな自然を守り育て、より暮らしやすいまちづくりに努める責務があります。</p> <p>5 市民には、町内会等の地域コミュニティに参加したり、<u>ゴミ出しのルールを守る</u>などで市と市民との協働に努める責務があります。</p>	<p>第4章 市民 (市民の権利)</p> <p>第6条 市民は、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利があります。</p> <p>2 市民は、まちづくりに関して意見を述べるとともに、参画する権利があります。</p> <p>3 市民は、まちづくりに参画するために必要な情報を知る権利があります。</p> <p>4 <u>市民は、前3項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な扱いを受けることはありません。</u></p> <p>(市民の責務)</p> <p>第7条 市民は、自治の担い手として、互いに尊重し協力しあいながら、まちづくりに参画するよう努めるものとします。</p> <p>2 市民は、参画にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。</p> <p>3 市民は、ふるさとを大切にし、豊かな自然を守り育てるとともに、安全で潤いのあるまちづくりに努めるものとします。</p> <p>4 市民は、地域コミュニティを守り育て、<u>地域の課題を共有し、その解決に向けて行動する</u>ように努めるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第4項を追加し、不利益を受けないことを記述。 ・表現を変更し、大きな視点から記述。

第5章 議会及び議員

(議会の役割と責務)

第8条 議会には、市の行政全体を監視したり、市の意思を決定する機関としての大切な役割があります。

- 2 議会には、市民自治によるまちづくりを推進するために、市民の意思を把握したり政策に反映させる責務があります。
- 3 議会には、政策を提案したり審議したりするために積極的に調査研究に励み、成果につなげる責務があります。

(市民に開かれた議会)

第9条 議会は、市民にとって分かりやすい議会運営のため、次のことをめざします。

- (1)さまざまな会議日程や議題等を、なるべく多くの媒体で、早く市民に知らせます。
- (2)さまざまな会議は公開を原則とし、資料等もなるべく分かりやすく市民に提供します。
- (3)市民の利便のため、なるべく多くの会議をインターネット中継にするよう努めます。
- (4)議会への理解を深めたり、議会への意見を広く市民から聴くため、議会報告会などの実施に努めます。

(議員の役割と責務)

第10条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行します。

- 2 市民が誰でも意見や情報などを届けやすくするために、議員は電話やFAXやメールなどさまざまな手段を用意し公開します。
- 3 議員は、日頃の調査活動や市民との対話により議会においては闊達な言動に努め、その結果を積極的に市民に報告します。

第5章 議会及び議員

(議会の役割と責務)

第8条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとします。

- 2 議会は、市民の参画によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策に反映させるものとします。
- 3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うものとします。

(市民に開かれた議会)

第9条 議会は、審議に関する情報を公開することなどにより、市民にとって分かりやすい議会運営に努めるものとします。

- 2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとします。

(議員の役割と責務)

第10条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行します。

- 2 議員は、積極的に市民との対話に心がけ、市民の意思の把握に努めます。
- 3 議員は、市政の課題に関する調査並びに政策提言等を積極的に行うよう努めるとともに、議会活動に関して市民に説明するように努めます。

・議会改革特別委員会での議論が進んでいることから、具体的な表現は避け、検討委員の思いはチャートに記述。

※庁内検討委員から

第2項の最後を「設けるよう努めるものとします。」として、第1項と同じ表現にしてはどうか。

<p>第6章 市長及び職員 (市長の役割と責務)</p> <p>第12条 市長は、市の代表者として、市政運営全般の事務管理と執行を行い、市職員を指揮監督し、公正かつ誠実に努めます。</p> <p>2 市長は、まちづくり推進するため広く市民の声を聴く仕組みを用意し、市民の意思を把握し市政運営に反映します。</p> <p>3 市長は、まちづくりについての自分の考えを市民に理解してもらうために、いろいろな機会をとらえ分かりやすい発信に努めます。</p> <p>(市職員の役割と責務)</p> <p>第13条 市職員は、日ごろから職務遂行に必要な知識や技能の取得と向上に励み、公正で誠実にその職務を遂行します。</p> <p>2 市職員は、市民への奉仕者として市民に対して親切でわかりやすい説明に努めます。</p> <p>3 市職員は、市職員としてのみならず地域社会の一員として積極的にまちづくりの推進に参画し、市民と市とのつなぎ役に努めます。</p>	<p>第6章 市長及び職員 (市長の役割及び責務)</p> <p>第11条 市長は、市政の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政運営を行うものとします。</p> <p>2 市長は、市民の参画によるまちづくりを推進するため、広く市民の声を聴き、市政の運営に反映させるとともに、<u>説明責任を果たす</u>よう努めるものとします。</p> <p>3 市長は、職員を指揮監督し、人材育成に努めるものとします。</p> <p>(職員の役割と責務)</p> <p>第12条 職員は、市民への奉仕者として、市民に<u>誠意を持って接する</u>ように努めます。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な知識・技能等の能力の向上に努め、公正で誠実にその職務を遂行する責務を有します。</p> <p>3 職員は、地域社会の一員としてまちづくりの推進に積極的に努めるものとします。</p>	<p>・市民への説明を追記</p> <p>・「誠意を持って接する」に変更（待遇改善）</p>
<p>第7章 地域経営 (地域経営の基本)</p> <p>第14条 市は、市民参加と情報共有を基本とした、公正で透明性の高い行政運営を行います。</p> <p>2 市は、日ごろから「計画・実施・評価・改善」に基づいた効率的な行政運営を行います。</p> <p>(総合計画等)</p> <p>第15条 市は、総合的で計画的な行政運営を行うため市民と協働で総合計画を策定します。</p> <p>2 市は、計画策定に当たって、広く市民の理解と参画を得るために、計画に関する情報を分かりやすく市民に説明します。</p> <p>3 市は、計画策定後も進捗状況などを的確に市民に知らせ理解を意見を求めます。</p>	<p>第7章 地域経営 (行政経営の基本)</p> <p>第13条 市は、市民の参画と情報共有を基本とした、公正で透明性の高い行政運営を行います。</p> <p>2 市は、事務事業について不断の見直しにより、効率的で効果的な行政運営を行います。</p> <p>(総合計画等)</p> <p>第14条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、総合計画を策定します。</p> <p>2 市は、総合計画の策定に当たって、多くの市民の意見を反映させるため、必要な情報提供に努め、市民の参画を進めるものとします。</p> <p>3 市は、総合計画の進行管理を適切に行い、その進捗情報を市民に分かりやすく提供します。</p>	

<p>(健全な財政運営)</p> <p>第16条 市は、総合計画に基づき、中期的な財政見通しや事業評価等を踏まえながら予算を編成し健全で持続可能な財政運営に努めます。</p> <p>2 市は、市の執行機関はもとより、市費を投入している外部団体まで、効率的で適正な運用が行われるよう指導や調整を行います。</p> <p>3 市は、予算や決算、あるいは途中経過など市の財政状況に関する情報を公表し、市民に分かりやすく説明します。</p> <p>(事業評価)</p> <p>第17条 市は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、実施している事業等について検証及び評価を行います。</p> <p>2 事業評価は、市民や有識者等による外部評価とし、市長は、その結果を市民に分かりやすく公表し意見を求め、参考にします。</p> <p>(行政改革)</p> <p>第18条 市は、市政運営の質の向上を図るため、行政改革に取り組みます。</p> <p>2 行政改革の検証は、市民を交えた委員会で行い、検証経過と検証結果を公表します。</p> <p>(危機管理)</p> <p>第19条 市は、市民の安全と安心を確保するため、緊急事態に適切に対処できる体制の充実と強化に努めます。</p>	<p>(健全な財政運営)</p> <p>第15条 市は、総合計画や事業評価等の結果を踏まえ、効率的で効果的な予算を編成に努めます。</p> <p>2 市は、中長期的な展望に立ち、健全で持続可能な財政運営に努めます。</p> <p>3 市は、予算及び決算の内容や市の財政状況を分かりやすく市民に公表し、財政運営の透明性の確保に努めます。</p> <p>(事業評価)</p> <p>第16条 市は、市政をより効率的かつ効果的に運営するため、実施する事業等について、外部評価を取り入れ、検証及び評価を行います。</p> <p>2 市は、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、事業の改善に努めるものとします。</p> <p>(行政改革)</p> <p>第17条 市は、市政運営の資質の向上を図るため、行政改革に取り組むとともに、市民参加のもと検証を行い、その結果を分かりやすく市民に公表します。</p> <p>(危機管理)</p> <p>第18条 市は、市民の安全と安心を確保するため、緊急事態に適切に対処できる体制の充実と強化に努めます。</p> <p>2 市は、市民及び関係機関と相互に連携、協力しながら、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携、協力
<p>第8章 情報共有の推進</p> <p>(情報の共有)</p> <p>第20条 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、その情報を市民と共有するため、市民からの要求の有無にかかわらず、適切な手段によって市民に積極的に提供します。</p> <p>2 市は、市民と市が互いに情報を共有するために、市民の要望に応え、まちづくりに関する情</p>	<p>第8章 情報の共有</p> <p>(情報の共有)</p> <p>第19条 市は、<u>市民の知る権利を保障し</u>、市民及び市が互いに情報を共有するために、市のまちづくりに関する情報を市民にわかりやすい形で<u>提供するように努めます</u>。</p> <p>2 市は、市民が市政に関する情報を容易に得られるよう、<u>適切な仕組みを整備するように努め</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に表現を変更 ・市民の知る権利の保障を追記。 ・仕組の整備

<p>報を市民に提供します。</p> <p>2 市民は、地域の課題を解決するために、これらの情報を積極的に活用します。</p> <p>(情報提供の姿勢)</p> <p>第21条 市は、まちづくりに関する情報に関し、その問い合わせに対しては親切に対応し、かつていねいに説明します。</p> <p>2 市は、日ごろより、まちづくりに必要な情報の収集を行い、市民の要望にそえるよう資料の整理に努めます。</p> <p>3 市は、これらの情報の提供にあたっては、市民が手早くかつ低費用で得られるよう、時代に合った最善の仕組みをつくります。</p> <p>(個人情報保護)</p> <p>第22条 市民は、法律で保護された個人情報に関して、公開されることはありません。</p> <p>2 市は、個人に関する情報を保護し適切に取り扱います。</p>	<p>ます。</p> <p>3 市民は、地域の課題を解決するために必要な情報の収集と共有に努めます。</p> <p>(説明・応答の責任)</p> <p>第20条 市は、まちづくりに関する事項に関し、市民にわかりやすく説明します。</p> <p>2 市は、市民からの意見、要望等に対し、速やかな応答に努めます。</p> <p>3 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、<u>適切な手段により</u>市民に分かりやすく提供します。</p> <p>(個人情報保護)</p> <p>第21条 市は、個人の権利及び利益を守るために、個人に関する情報を適正に管理するとともに、その保護に努めるために必要な措置を講じるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民による情報の収集と共有を追記。 ・ 全体的に表現を変更 ・ 市の速やかな応答 ・ 適切な手段による提供
<p>第9章 市政への市民参加 (市民参加のまちづくり)</p> <p>第23条 市は、市民との協働によるまちづくり推進のため、その活動に対して適切な支援を行います。</p> <p>2 市民参加を容易にするため、市はまちづくりに関する情報を、広報・HP・メール等で市民に提供します。</p> <p>3 市は、市民が意見を述べやすい環境づくりのため、電話・FAX・メール・投書箱あるいは相談窓口などを用意します。</p> <p>4 市は、まちづくりに関して市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査、説明会などを実施します。</p>	<p>第9章 住民の市政への参加 (市政への市民参画)</p> <p>第22条 市は、市政運営に対する市民参画を容易にするため、市民が意見を述べやすいように環境を整えるよう努めるものとします。</p> <p>2 市は、まちづくりに関して市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、説明会の開催など適切な方法を選択するよう努めるものとします</p> <p>3 市は、市の審議会等の委員を委嘱しようとする場合、公募による市民委員を選考するよう努めるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参画、環境の整備 ・ 「第8章 情報の共有」との重複の回避 ・ 具体的な手段はチャートや条文解説に記述

<p>5 市は、事業推進にあたってはその目的等に応じ、市民委員を積極的に公募するなどにより、幅広い市民が参加できるようにします。</p> <p>(住民投票)</p> <p>第24条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を直接確認するため、住民投票を実施することが出来ます。</p> <p>2 市民も、一定の要件を満たした場合、市長に住民投票実施を求めることができます。</p> <p>3 住民投票の有権者は、毎年4月1日時点で16歳以上の住民とします。</p> <p>4 住民投票について、その他の実施要項については別途定めることにします。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第23条 市長は、市政に関する重要な事項について、直接住民の意思を確認するため、住民投票を実施することが出来ます。</p> <p>2 住民投票に参加できる者は、市内に住所を有する満16歳以上の者とします。</p> <p>3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとします。</p> <p>4 住民投票の実施に必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>	<p>・一律16歳以上でいいのか、案件によって対象年齢の変更について議論があった。</p> <p>・結果の尊重を記述</p>
<p>第10章 施行後の検証と見直し等 (条例の推進)</p> <p>第26条 市長は、この条例が適正にかつ円滑に運用され推進されているか、あるいは社会情勢へ適合しているかなどを、日ごろから注意深く見守り必要に応じ適切に指導します。</p> <p>(条例の検証及び見直し)</p> <p>第27条 市長は、この条例の「計画・実施・評価・改善」が継続的になされるよう、検証と見直しを組織的に行います。</p> <p>2 市長は、この検証と見直しを、市民参画による委員会を招集し行います。</p> <p>3 検証と見直しについての必要な事項は、別に定めます。</p> <p>(その他)</p> <p>第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。</p> <p>附 則 この条例は、平成 年 月 日から施行します。</p>	<p>第10章 施行後の検証と見直し等 (条例の推進)</p> <p>第24条 私たちは、この条例の適正かつ円滑な運用及び推進に関し不断の検証に努め、将来にわたりこの条例を発展させるものとします。</p> <p>(条例の検証及び見直し)</p> <p>第25条 市長は、この条例が十和田市にふさわしく、社会情勢に適合したものであるかどうか必要に応じて検証し、見直しが必要であると判断したときは、必要な措置を講じるものとします。</p> <p>2 前項に規定する検証及び見直しは、市民参画の下で行うものとします。</p> <p>(委任)</p> <p>第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとします。</p> <p>附 則 この条例は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p>・主語を「私たち」に変更</p>